

今月の相談

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、原則電話のみの相談対応とさせていただきます。



お気軽にご相談ください

生活相談

生活の中での悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。

相談日	13日 (水)	20日 (水)	27日 (水)
-----	------------	------------	------------

◆時間 午前9時～正午

◆相談受付・問い合わせ先

社会福祉協議会 ☎345-6631



宮城県司法書士会による出張相談会（無料）

◆相談日 13日(水)

◆時間 午後1時～4時

◆相談受付・問い合わせ先

住民生活課 ☎341-8512

消費生活相談

相談日	13日 (水)	20日 (水)	27日 (水)
-----	------------	------------	------------

◆時間 午前9時～午後4時

◆相談受付・問い合わせ先

住民生活課 ☎341-8512

健康何でも相談

血圧のこと、血糖のこと、こころのことなど、健康について相談できます。（体成分や血管年齢の測定もできます。）

◆相談日 27日(水)

◆時間 午後1時30分～3時

◆場所 福祉センター

◆問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

※個別に対応しますので、事前に必ずご連絡ください。

令和2年度自衛官など(特別職国家公務員)募集案内

募集種目	応募資格	受付期間等
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の方 (高校生は除く)	5月15日(金)まで 1次試験日:5月23日(土)
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の方 (高校生は除く)	受付期間、試験期日については 問い合わせください。

各募集種目の試験日及び出願手続き、詳しい応募資格など詳細は、自衛隊宮城地方協力本部大崎地域事務所まで問い合わせください。

◆問い合わせ先

自衛隊宮城地方協力本部 大崎地域事務所

住所 大崎市古川駅東2-6-10

☎0229-23-1178

Eメール oosaki-miyagi@rct.gsdf.mod.go.jp



消費生活相談窓口から * 転ばぬ先の消費者知識 *

◆問い合わせ先
住民生活課
☎341-8512

☆通信販売のトラブルに注意しましょう！

ますます利用されるようになった通信販売ですが、便利な反面トラブルも増加しています。

事例1 返品条件は「未開封・未使用に限る」と書いてあった。届いた商品の外箱を開けたので返品できないといわれた。

事例2 商品が届いてから数日後に開封したら壊れていた。返品交換期間が過ぎていたと言われ対応してもらえなかった。

事例3 インターネットで格安の商品を注文しお金を支払った。その後相手と連絡が取れなくなり、商品も届かない。

事例4 インターネットでブランド品を購入したが商品は粗雑な偽物だった。業者の住所や電話番号も偽物で連絡が取れない。

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません！

通信販売では広告が唯一の情報です。十分な情報が記載されている必要があります。

次の事項が表示してあるかどうか確認しましょう。

- ・事業者の情報・利用規約(返品・交換・キャンセルなどの条件)・配送方法や配送期間など
- ・支払い方法

※支払い方法が銀行振り込みのみや個人名口座の場合は十分注意しましょう

商品が届いたらすぐに確認しましょう(注文どおりの商品か、壊れていないかなど)。



国民年金だより

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者で、平成31年2月1日以降に出産された方を対象に、出産前後の一定期間、国民年金保険料が免除される制度があります。

◆対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

◆届出に必要なもの

- ・年金番号又はマイナンバーのわかるもの
- ・印鑑
- ・母子手帳

出産(予定)日を明らかにすることができる書類(出産後に届書をする場合は、原則として不用ですが、被保険者と子が別世帯の場合や年金事務所に届け出をする場合は、出生証明など出産日及び親子関係を確認できる書類が必要です。)

◆国民年金保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民健康保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

免除期間は、保険料を納めた期間として扱われます。

他の免除期間と重複する期間については、産前産後期間が優先されます。

◆届け出について

出産予定日の6カ月前から届け出を行うことができます。

原則として、出産予定日に変更になった場合でも、変更の手続きを行う必要はありません。

ただし、出産予定日で届け出を行った場合でも、出産予定日を基準とした産前産後期間より実際の出産日を基準とした産前産後期間の方が長い場合や、単胎として届け出を行いその後多胎であることが判明した場合は、産前産後期間の変更の届け出を行うことができます。

- ・産前産後免除期間は、保険料が免除されますが付加保険料は納付することができます。
- ・他の免除の期間中に、産前産後期間の保険料免除に該当した場合は、産前産後免除期間終了後に、改めて同じ年度分の届け出を行う必要はありません。
- ・産前産後期間中に、第1号被保険者の資格を喪失し、再度第1号被保険者の資格を取得した場合も、あらためて産前産後免除の届け出を行う必要はありません。

【申請先】

住民登録している市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口へ申請書を提出してください。

【申請書類】

申請書は、年金事務所又は役場の国民年金の窓口にて用意しています。

また、日本年金機構ホームページからもプリントアウトすることができます。

◆問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0891 / 住民生活課 ☎341-8512